

H28-31 国営明石海峡公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
【植物管理】

平成28年1月

国土交通省近畿地方整備局

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本仕様書は、H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員等と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員等に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

- 1) 植物について大規模な補植及び植栽を要する事態が生じたとき。
- 2) 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
- 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

### 第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2項により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第6条 基本事項

1. 植物管理業務は業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。  
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

- る。
5. 供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。(参考資料6「提供施設一覧表(建築物・機械器具・備品)」参照)
  6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。(参考資料17「提供施設等の取り扱い」、参考資料18「取得した備品等の取扱い」参照)
  7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
  8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
  9. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
  10. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップを心掛けるものとする。
  11. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
  12. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全と行催事の質の確保に努めるものとする。

#### 第7条 淡路地区の植物管理に関する基本事項

1. 淡路地区については、広域の利用を設置目的とした国営公園として、年間を通じ、来園者に対し鑑賞価値の高い特徴的かつ魅力的な花卉があるよう、従来の花修景の実績を踏まえ、業務計画書(本業務共通仕様書第15条の「業務計画書」)の植物管理計画に、植物管理の目標(花修景のテーマ、鑑賞に供する花の種類、重点修景区域、花見頃期間)、管理作業(管理作業、新規に植栽する植物、更新すべき植物等)、概算予算額、前年度との比較などを行った改善点等を記載する。なお、目標の検討に当たっては次の事項に配慮する。
  - 1) 年間全体としての来園者誘致効果を最大にすること
  - 2) とりわけ冬期間の来園者誘致に配慮すること。
  - 3) 対象とする花卉は、木本・草本の別を問わない。
  - 4) 「あわじ花さじき」等周辺他施設の花修景の実態を把握し、役割分担及び本公園の特徴づけの可能性を検討する。
2. 植物管理計画の重点修景区域の設定に際しては、花が分散して密度が低く修景の効果が薄くなったり、重点修景区域間の距離が長く徒歩による移動に不便をきたすことがないように配慮する。
3. 植物管理計画に定める「花見頃期間」とは、七分咲き以上の開花状況を示す期間であり、開花状況は毎週の金曜日を基準とする。
3. 花修景のテーマ・花種、花見頃期間が、「チューリップアイランドパーティー」等継続性のあるイベントと関係あるものについては、選定の際に配慮するものとするが、新しいテーマ・花種の提案・導入は妨げない。
4. 園内の開花状況についてはPRや案内を行い、花修景の効果を高める。

## 第8条 神戸地区の植物管理に関する基本事項

1. 神戸地区では、より里地・里山らしい風景を保全・再生するため、対象地の生態系や景観の特性、希少種や生物多様性、この地の里地里山文化に係る固有性を基盤とし、それらの保全と適正な活用を目的として目標像に則した適切な管理を行う。
2. 神戸地区では生息・生育する貴重種に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。
3. 神戸地区では、個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第15条に示す農耕や農地・林地の管理と収穫等をセットにした里山体験メニューを来園者に提供する。植物管理においては、耕作地の管理・耕作、食用植物・有用植物の維持・紹介を行い、常に来園者が農耕・収穫体験、食用植物・有用植物の利用体験等を行えるような環境を用意する。
4. 神戸地区の植物管理は、本地区の植生変化、農作物栽培の可能性、里山体験メニューの成果・課題などの不確実な要素が多いことから、管理作業の効果、農作物の栽培可能性、里山体験メニュー提供への有効性を常時把握し、管理内容の改善を提案し実施するよう順応的な管理を行う。
5. 第1項から第4項の「より里地・里山らしい風景の保全・再生」や「里山体験メニュー提供」の支援を行えるよう、業務計画書（本業務共通仕様書第15条の「業務計画書」）の植物管理計画に年間の植物管理の目標、作業対象区域、管理作業、栽培する作物の種類、概算予算額、前年度の作業結果を踏まえた変更点・改善点を定める。本計画は個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第13条第2項の年間行事計画と整合が取れたものとする。
6. 神戸地区における植物発生材は、園内において処理または有効活用することを原則とする。
7. 神戸地区の植物管理の仕様については、第9章に示す。

## 第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、参考資料19「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、参考資料19「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
3. 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、参考資料19「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
7. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
8. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
9. 神戸地区の樹林地、耕作地については、来園者が体験プログラムを行う樹林地、耕作地について

は、来園者に危険を及ぼす恐れのある物を極力排除するよう配慮するとともに、電気柵など管理上必要な危険物については、危険性を明示し来園者に注意を促すこと。

#### 第10条 利用サービス

1. 淡路地区については、ホームページで現在の見ごろの花について積極的に情報を提供し、来園者の誘致に努めること。また、現地においては、現在見頃の花を案内し、来園者の満足度の向上に努めること。
2. 神戸地区については、農耕地、樹林地、貴重種の性質、意義等に関する情報を収集し、一年を通して来園者の興味を引くよう計画的に解説を掲示するよう配慮すること。なお、現地に解説板を設置する場合は、来園者が解説の対象を見分けることができるよう、解説板の位置、解説対象や周辺の雑草の管理等に配慮すること。
3. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。
4. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

## 第2章 芝生管理（淡路地区）

### 第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。施工は参考資料34「芝生管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

管理ランク	A	B	C	D
管理水準（目標）	特に修景性を求める芝生	花を散策する園路沿いや花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	高木植生地の下草等、観賞に耐えうる修景性を求める芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地
芝刈高	3cm	3cm	3cm	5cm
芝高	8cm以下	8cm以下	8cm以下	10cm以下
雑草混入	30%以下	50%以下	混入を認める	混入を認める
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	空隙あり
標準実施回数	（単位：回/年）			
芝刈・集草あり	8	4～7回	4～7回	4～7回
人力除草	2～3回	2～3回	1～2回	0～1回
対象地	ポプラの丘(G,H工区)、陽だまりの丘、パームガーデン(G工区)、移ろいの庭(L工区)、大地の虹(H工区)	花の丘道(A,B工区)、夢舞台側外周:9号園路(K工区)、花の中海周り・滝のテラス前・子供の森・海のテラス前(H工区)、スイセン地(G工区)、芝生広場(M工区 M3)、管理棟周り(N工区)	春一番の丘サクラ植栽地周辺(C工区)、天壇テラス周辺(D工区)、せせらぎ広場(E工区)、花の谷(F工区)、水の棚田横(G1-114工区)、移ろいの園路より海側(H56工区)、海岸ゾーン(J工区)	国道28号沿い(I工区)、海岸ゾーン灘川流末池斜面・海岸ゲート海側斜面(J工区)、9号園路北石垣上(K工区)、海岸ゾーンいその楽園(J工区)

管理ランク	E	F
管理水準（目標）	美観が求められる芝生地ではあるが、ユリが植栽されているため刈回数を調整している芝生地	イベントや花火大会観覧場所、遊具足元などの動的利用に供する芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地	修景用芝生地
芝刈高	5cm	5cm
芝高	10cm以下	10cm以下
雑草混入	混入を認める	混入を認める
茎葉密生度	空隙あり	茎葉が密生し空隙が少ない
標準実施回数	（単位：回/年）	
芝刈・集草あり	1～3回	7～8回
人力除草	0～1回	0～1回
対象地	松の谷ユリエリア(F工区)、灘川沿い	芝生広場・夢っころンド周辺(M工区 M1,2)

## 第12条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むらや刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、実施に際しては、調査職員等と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 刈り取った芝は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
7. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

## 第13条 芝生地除草工(人力除草等)

1. 人力除草では芝生をいためないよう、除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。
2. 抜き取った雑草は、収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土(目砂)の充填を行う。
4. 第13条1～3に記載されている人力除草のほか、メリケントキンソウ等の公園利用に支障をきたす外来種を駆除するため、生育時期や繁茂場所において特定防除資材の散布やエアレーション、ブラッシングを実施するなど、複合的な管理を行う。

## 第14条 芝生施肥工

1. 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

## 第15条 芝生目土掛工

1. 管理ランクA、B及びFにエアレーションを実施した場合に目土掛を行うことを基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。
2. 目土は植物の根、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
3. 目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
4. 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大

限に発揮できるよう施工する。

#### 第16条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域は管理ランク A、B 及び F を基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。
3. 穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

#### 第17条 芝生雑工

1. 芝生雑工（普通作業員）については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
2. 芝生雑工（軽作業員）については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
3. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
  - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
  - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
  - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。
  - 4) 芝の補植施工区域は管理ランク A、B、C 及び F を基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。

#### 第18条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講じる。
3. 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
4. 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
5. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、入園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
7. 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なも

のを着用する。

- 8 . 施工区域は管理ランク A、B、C 及び F を基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。

### 第3章 中低木管理（淡路地区）

#### 第19条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと。施工は参考資料35「中低木管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	A	B	C
特徴	修景性の高いエリアに位置し、美観性と機能美が求められる低木	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木	疎林地や法面、又は粗放的管理が可能なエリアに位置する低木地
機能	鑑賞木、緑陰木	遮蔽、境界木、緑陰木、植えつぶし	法面緑化、雑草防止
管理水準（目標）	病害虫の早期発見、適正な樹形の維持に努め、特に第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	枝の張りだし等、利用上の支障要因の防止、生垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。	目的に応じた機能本位の植栽管理に努め、生育を粗放かつ良好に維持する
標準実施回数	（単位；回／年）		
刈込	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	必要に応じて実施（人力） 0～1回（機械）
刈込実施基準	実施時期は花芽形成を重視して決定するものとし、周囲と調査した高さの維持に配慮する。	自然樹形・整形など、個々の目標樹形を常に維持するとともに機能性も重視する。	更新、育成上必要と判断された場合に実施する。
除草実施基準	繁茂状況に応じて目立つ前に行う。	美観性を損なわない程度に雑草混入を認める。	生育を阻害されない程度に雑草混入を認める。
施肥実施基準	特に良好な開花状況を確保できるように適切に行う。	通常の生育を維持できるように生育状況に応じて適切に行う。	必要に応じて行う。
マルチング実施基準	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	特に行わない。
対象	花木（ツツジ類、アジサイ類、フヨウ類、ムクゲ、マキバブラシノキ、ノウゼンカズラ、サルスベリ、フジウツギ等）	ハイバクシン、ゲッケイジュ、メギ、アベリア、ネズミモチ等で、主として上記機能のために植栽されたもの。	のり面等の樹木

#### 第20条 中低木剪定工

##### 1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間をにおいて刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

- 5) 刈り取った枝葉は速やかに収集し除去する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第49条リサイクル工の材料として活用する。
  - 6) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
  - 7) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員等に報告するものとする。
2. 寄植剪定
    - 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。
    - 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。
3. 生垣剪定(機械・人力)
    - 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
    - 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

## 第21条 中低木地除草工

1. 抜根除草
  - 1) 既存植物をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。
  - 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
2. 人力除草
  - 1) 既存植物をいためないよう鎌などを用いて根際より刈り取る。
  - 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

## 第22条 中低木施肥工

1. 一般事項
  - 1) 施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。
  - 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。
2. 生垣施肥
  - 1) 寒肥は生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは20cm程度とする。
  - 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
  - 3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。
3. 低木施肥

- 1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、使用する施肥の標準的な施肥量について、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。
  - (1)輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
  - (2)壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。
- 2) 列植の場合、生垣施肥に準ずる。
- 3) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

## 第23条 中低木防除工

### 1. 剪定防除

- 1) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、調査職員等の指示する場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。
- 2) 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

### 2. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等と協議のうえ、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員等と協議することができる。調査職員等が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員等と協議」は「調査職員等に事前に提出」に読み替えるものとする。

## 第24条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

- 1 . 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈等）を実施するものとする。
- 2 . 中低木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
- 3 . 中低木巡回工（普通作業員・軽作業員）にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
- 4 . 中低木補植・樹種更新については、以下の項目に留意すること。
  - 1 ) 本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するため魅力的な樹種への更新を行うこと。
  - 2 ) 樹高 300cm 未満の樹木を対象とする。
  - 3 ) 補植・更新は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して行うものとする。
  - 4 ) 補植・更新は、作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
  - 5 ) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
  - 6 ) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。
  - 7 ) 更新の実施、および使用樹種の選定に当たっては、本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するよう行うこと。
- 5 . マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。
  - 1 ) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
  - 2 ) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

第4章 高木管理（淡路地区）

第25条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。施工は参考資料36「高木管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	A	B	C	D
特徴	花木	景観木、鑑賞木等樹形が修景要素の高い樹木	植栽されている空間にあった機能、美観を維持する	特殊樹木
機能	鑑賞	鑑賞	鑑賞、緑陰、遮蔽、境界	鑑賞
管理水準（目標）	個々の樹木が健全かつ順調な生育・開花を示すとともに、第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	樹形の鑑賞価値を維持する。抑制管理を中心とし、個々の個体にあった管理	樹木の機能と美観を維持する。特性を活かした管理を平均的に実施	樹種特性を活かし、景観木として適正に管理、特に来園者への安全性、特殊環境化の植物ゆえの環境適応性に留意
標準実施回数	（単位；回/年）			
剪定	適宜	仕立て概ね1回	適宜	
剪定実施水準	樹木本来の樹形を維持することに加え、美しい開花を考慮。	樹木個々のあるべき樹形を見極め、周囲と調和した樹形美を維持する。	樹木本来の樹形を維持することに加え、心地よい緑陰をつくることも考慮。	特殊な環境下に本来育成する植物であることから、樹木本来の樹形を維持するために、環境に適應させることに留意した管理作業を行う
補植実施水準	枯損の場合は補植または樹種更新を行うことを原則とする。	枯損の場合は補植を原則とする	枯損した場合、必要に応じて補植を行う。ただし、過密の状態であれば補植は行わない	枯損の場合は補植を原則とする
対象地	園内全域	松の谷	園内全域	海岸エリア

## 第26条 高木剪定工

### 1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
- 6) 剪定した枝葉は、まとめて速やかに除去するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第49条リサイクル工の材料として活用する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員等に報告するものとする。
- 9) サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどがなないように努めること。
- 10) 調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。

### 2. 弱剪定

- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の形や枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- 2) 主として剪定すべき枝は、1) 枯枝、2) 成長の止まった弱小の枝、3) 著しく病虫害におかされている枝、4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝、6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 3) 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
- 5) 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

### 3. 強剪定

- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

## 第27条 ヤゴ取り工

ヤゴ取りは、やご（ひこばえ） 幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

## 第28条 高木施肥工

過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

- 1) 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
- 2) 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは15～20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
- 3) 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- 4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍にくるように掘る。

## 第29条 高木防除工

### 1. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等と協議のうえ、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員等と協議することができる。調査職員等が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員等と協議」は「調査職員等に事前に提出」に読み替えるものとする。

## 第30条 高木雑工・高木巡回工

- 1 . 高木雑工については、業務責任者の判断する作業（サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等）を実施するものとする。
- 2 . 高木巡回工(造園工)については、植木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
- 3 . 高木巡回工（普通作業員）については、サクラの手入れ・生垣整理やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

## 第5章 林地管理（淡路地区）

### 第31条 管理水準

淡路地区における林地は、土取り跡地からの再生をテーマとしたシンボリックな要素があるため、林地の生育に注視し、自然樹林への回帰を促すものとする。また、現在は野鳥も多く飛来しており、今後は野鳥観察や環境学習などにも活用することを想定しているため、利用者の障害となる支障木や枯枝等を調査職員等と協議し撤去するものとする。施工は参考資料37「林地管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

### 第32条 林地除草工

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにかからんでいる性の雑草もきれいに除去するものとする。
4. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
5. 調査職員等が残すよう指示した樹木、草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員等の指示に従うこと。
7. 刈草は、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
8. 施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員等に報告することとする。
9. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

### 第33条 林地病虫害防除工（薬剤投与）

1. 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員等と協議の上決定する。
2. 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
3. 樹幹注入作業は、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。
4. 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
5. 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

### 第34条 林地雑工・林地巡回工

1. 林地雑工については、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施するものとする。
2. 林地巡回工（普通作業員）については、支障枝除去・若竹除去やその他調査職員等の指示による管理作業を行う。



## 第6章 草地管理（淡路地区）

### 第35条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草地管理を行うこと。施工は参考資料38「草地管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	B
草高(最高草丈) 及び施工基準	30 cm以下に維持
標準実施回数	(単位：回/年)
刈込(刈込回数)	3
主な対象エリア	国道28号周辺

### 第36条 草地除草工

- 1．施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高、刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員等に報告するものとする。
- 2．草地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
- 3．案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
- 4．刈草は、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
- 5．市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

## 第7章 花壇管理（淡路地区）

### 第37条 管理水準

参考資料39「花壇管理区域図」に定めた区域について、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に沿い、広域からの来園者に対し、鑑賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、鑑賞に供する。より効果的な植栽区域・形態の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

花壇の雑草の混入は極力避ける。花畑の雑草混入は一部容認する。

### 第38条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

### 第39条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 花苗の植え付けの際のデザインについては、調査職員等と協議し、承諾を受けた上で決定し、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様にならす。
5. 肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
6. 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しをする。
7. 抜き取った草花は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

### 第40条 花壇施肥工

1. 元肥は、花壇面に過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

### 第41条 花壇巡回工

1. 花壇巡回工（普通作業員）については、耕耘、病中害防除やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 花壇巡回工（軽作業員）については、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を逸しないよう行う。

4 . 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

## 第8章 草花管理（淡路地区）

### 第42条 管理水準

参考資料40「草花管理区域図」のエリアの草花植栽区域において、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に従い、広域からの来園者に対し、鑑賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、鑑賞に供する。より効果的な草花植栽区域の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

雑草の混入は一部容認する。

枯損した株については、補植を行う。補植に当たっては、より効果的な草種への更新を適宜検討する。

### 第43条 草花の補植・花種更新

1. 枯死した草花については、適宜補植・花種更新を行う。
2. 補植・花種更新については、下記の事項に留意し行うものとする。
  - 1) 花種更新は本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するため魅力的な花種への更新を行うこと。
  - 2) 補植・更新は作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
  - 3) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
  - 4) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。

### 第44条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

### 第45条 新規植栽

1. 草花を新たな区域に植栽するときは調査職員等の承諾を受ける。
2. 新規植栽は次の要領で行う。
  1. 草花面は床土をシャベルまたはトラクター等により20~30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないようにならす。
  2. 肥料を施す場合には、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
  3. 花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、調査職員等と協議の上決定し、承諾を得た上で決定し、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
  4. 植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しする。
  5. 深さ、播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

#### 第46条 草花除草工

1. 人力により除草を抜根する。
2. 抜き取った雑草は根に付着した土を除いた後収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。

#### 第47条 草花刈込工

1. 枯れた地上部については、株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期について十分注意して決定する。
2. 刈り取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

#### 第48条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

#### 第49条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

#### 第50条 草花雑工・草花巡回工

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2. 草花巡回工については業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。
3. 草花巡回工にて、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 草花巡回工にて、花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壤改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、小規模な補植・移植、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、球根堀上げ、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

## 第9章 神戸地区の植物管理

### 第51条 神戸地区の管理水準、管理目標、管理内容

神戸地区における植物管理は、里山を構成する二次林や耕作地の健全な環境や景観を保全・維持するため、参考資料42「植物管理区域図」に示す区分ごとに、長期的には下表に示す「管理水準」としていくことを目指し、「目標像」をふまえ、植物の実態に順応した管理を行う。管理内容は下表に示すものを標準とする。不明な点は調査職員等の指示を受けること。

区分	草地（頻度：高）	草地（頻度：低）	芝
管理水準	草原性の野草が多い草原（チガヤ、ツリガネニンジン、カワラナデシコ等の低中茎草本）	かつての茅場や裾刈草地のような草地（チガヤ、ススキ等の高茎草本）	運動、休息の場に適する芝生地。野草の保全に配慮する。
目標像	外来種等がなく、健全な野草が群生して開花する草地	外来種等のない健全なチガヤ、ススキ草地	外来種等のない、広場利用に適した芝生地。鑑賞に適する野草が点在する。
管理内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>下記3の「刈取り耐性のない野草やタネを採取する野草の生育地」を除き、年5回程度の機械除草を行う。機械除草の方法は、第32条「林地除草工」に準じる。</li> <li>刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。</li> <li>ササユリ、コオニユリ等刈取り耐性のない野草やタネを採取する野草の生育地では、刈り払いや踏付けを防ぐため必要な箇所では人力除草とする。</li> <li>希少種（ササユリ、キキョウ等）の保全に特に配慮する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>年3回程度の機械除草を行う。</li> <li>刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。</li> <li>野草の保全に配慮する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2～3回程度の機械除草を行う。</li> <li>刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。</li> <li>野草生育箇所（ノシバ、オオジシバリ、キンポウゲ等）では、野草の育成を図るため必要な箇所では人力除草とする。</li> <li>ノシバが衰退した箇所は適宜補植を行う。</li> </ul>

区分	樹林（頻度：高）	樹林（頻度：低）	低木
管理水準	コナラ・アベマキ林、常緑樹林、スギ林、アカマツ林、竹林等の健全な樹林地で、可能な限りフットパスを維持するとともに、適宜林床への立ち入りが可能なようにする。また、鑑賞に適した植物の保全に配慮する。	コナラ・アベマキ林、常緑樹林、スギ林、アカマツ林、竹林等で、可能な限り見通しの良い樹林とする。また、鑑賞に適した植物の保全に配慮する。	枝の張り出し等、利用上の支障要因の防止、生け垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。
目標像	ササや常緑低木を抑制し、見通しの良い管理された里山の樹林。 散策や植物鑑賞、自然観察、管理活動体験等に適する。 フットパスを維持するとともに、常に林床への立ち入りが可能なようにする。	ササや一定の常緑低木を抑制した、見通しの良い樹林。 鑑賞に適した植物がみられる。	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木地（第3章 中低木管理のBランクに準ずる）
管理内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年2回程度のササや除伐萌芽木、タケ等の下草刈り（機械）を行う。</li> <li>2. 状況に応じて落葉掻きを行う。</li> <li>3. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。</li> <li>4. 野草生育箇所では保全を図るため必要な箇所では人力除草とする。</li> <li>5. 希少種（ササユリ、エビネ等）の保全に配慮する。</li> <li>6. 野生ツツジの保全に配慮する。</li> <li>7. 高木の皆伐更新や間伐、除伐については、別途、調査職員等と協議し行うこととする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年1回のササや除伐萌芽木、タケ等の下草刈り（機械）を行う。</li> <li>2. 状況に応じて落葉掻きを行う。</li> <li>3. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。</li> <li>4. 野生ツツジの保全を図る。</li> <li>5. 高木の皆伐更新や間伐、除伐については、別途、調査職員等と協議し行うこととする。</li> </ol>	第3章 中低木管理に示すBランクの管理水準と同様の管理を行う（第20条 中低木剪定工、第21条 中低木地除草工、第22条 中低木施肥工、第23条 中低木防除工、第24条 中低木雑工・中低木巡回工）。

区分	果樹	花	水田
管理水準	ウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。 周辺の石積み等の美観の維持を行う。	植栽した草花の順調な生長・開花を図る。開花期間にあつては雑草の混入をできる限り抑制する。 その他の期間にあつては雑草や枯れた地上部ができるだけ目立たないようにする。	里地里山らしい水田景観を維持した水田または蓮田。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。 周辺の畦畔、水路等の美観の維持を行う。
目標像	健全なウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。石積みを含めた周辺景観を維持する。 里山体験メニュー提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。	各草花ができるだけ長期間、優れた開花状況を示すこと。 開花期間においては、雑草が混入していないこと。 開花期間以外の期間は枯草の除去、雑草の繁茂を抑制すること。 より魅力的な花修景を行うため、適宜種類の転換を図ること。	里地里山として稲作体験が安全かつ快適に実施できるように水稲(うるち及びもち)または食用ハスを栽培するとともに、水田に隣接し一体的に水田景観を構成しているあぜ道、畦畔、水路を良好な状態に維持する。 里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。
管理内容	1. 年2回程度、ササや下草の刈り払い(機械)を行う。 刈取り耐性の強い雑草は必要に応じ引き抜く。 2. 着果に適した剪定、施肥、防除等を行う。 3. 「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」に協力する。	第8章 草花管理と同様の管理を行う(第43条 草花の補植・花種更新、第46条 草花除草工 第47条 草花刈込工、第48条 草花施肥工、第49条 草花防除工、第50条 草花雑工・草花巡回工)	1. 作付品種の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。 耕耘(田植えの準備作業として、荒起こし、水入れ、草刈り、あぜつけ、施肥、代かきを行う。 田植えおよび水管理(代かき後のできるだけ早い時期に田植えを行い、その後水が枯れないように管理を行う。 収穫、乾燥(米粒が大きくなり、成熟したら稲を刈取り、乾燥させ、脱穀する。) 土づくり(翌年も良質な稲作生産を行うため、地力維持のための土づくり対策を行う。) 2. 畦畔の草刈りを行う。 3. 里山体験メニューの提供に協力する。 4. 本業務の参考として別途「農作業体験棚田マニュアル」を提供する。

区分	畑	ため池
管理水準	<p>里地里山らしい景観を維持した畑地。「企画立案業務仕様書第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。</p> <p>周辺のり面等の美観の維持を行う。</p>	<p>里地里山らしいため池や小川など水辺景観を維持するとともに、ため池ごとの特性に応じ、水理機能および安全性の確保、植生等の保全を適切に行う。</p>
目標像	<p>里地里山として農耕体験が安全かつ快適に実施できるように野菜、雑穀等を栽培するとともに、畑地に隣接し一体的に景観を構成しているあぜ道、のり面、水路などを良好な状態に維持する。</p> <p>里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。</p>	<p>里地里山として良好なため池等の水辺体験が安全にできるようにする。</p> <p>危険なため池については侵入防止柵、危険表示サインの維持、入り口の鍵の管理等を適切に行う。</p> <p>貴重な植生、エコトーンを保全し、鑑賞・学習に供する。</p> <p>ため池およびそれと隣接し一体的に水辺景観を構成している水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>「かいぼり」を行い、水質・水深が良好な状態に維持する。</p>
管理内容	<p>1. 作付作物の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。</p> <p>耕耘、畝立て 播種・稚苗植栽 雑草管理 施肥 病虫害防除 収穫・脱穀 土づくり 防護柵・防護網等設置 必要に応じ、マルチング、防風・防寒、支柱設置を行う。</p> <p>2. 里山体験メニューの提供に協力する。</p>	<p>1. 園内のため池の水深、機能、植生、周辺状況を把握する。</p> <p>2. 適宜巡視を行い、侵入防止柵、危険表示サインの維持補修する。</p> <p>3. 水面、水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>4. 貴重な植物・植生については、日常生育状況を確認するとともに、適宜保全措置をとる。</p> <p>特に、じゅんさい池についてはジュンサイの生育に配慮する。</p> <p>5. 次の池については、池の状況や水の利用状況等を勘案し、毎年度1か所程度を選定し、かいぼりを行う。</p> <p>・かいぼりの対象となるため池 白拍子下池、白拍子上池、盆処西池、盆処東池、菅の谷池、小野新池、サンデン池、代が谷池、じゅんさい池</p>

## 第10章 特殊管理

### 第52条 対象

本章は、次の各号について適用する。施工は参考資料41「特殊管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

- 1) リサイクル工は、淡路地区及び神戸地区の両方に適用する。
- 2) 温室は、淡路地区のみに適用する。
- 3) 貴重植物管理は、神戸地区のみに適用する。

### 第53条 リサイクル工

1. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員等と協議した上で決定するものとする。
2. チップづくりは植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、調査職員等の指示によるものとする。

実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性についてまとめて調査職員等の承諾を得るものとする。

### 第54条 温室管理水準

淡路地区の温室について、以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

- 1) 温室内において、公園内の希少植物や有用植物の増殖と、花壇及び草花の花を供給するための育成を、適切に行うこと。
- 2) 園内で発生した全ての植物性発生材については、リサイクルするものとする。製造したリサイクル品については、全て園内で使用する。

### 第55条 温室管理

温室内において、事業者は、公園内の希少植物や有用植物を増殖するとともに花壇、及び草花の花を供給するための管理を行うものとし、草花及び草花補植用の植物の増殖と冬季の養生、種子からの花壇植栽の育成を行うものとする。なお、育成する植物の種類については、調査職員等と協議の上その指示に従うものとする。

### 第56条 温室の規模

温室の規模は以下に示すとおりであり、事業者は効率的に活用するものとする。

- ・ A棟 37.8m<sup>2</sup> × 4棟
- ・ B棟 45.0m<sup>2</sup> × 1棟

### 第57条 貴重動植物管理

1. 本公園において、調査職員等が指示する貴重動植物について、保護するよう努めること。
2. 貴重植物の位置図については別途提供する。